

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

## 134 トリアムシノロンアセトニド（眼科4）

<平成21年9月15日>

### ○ 標榜薬効（薬効コード）

副腎ホルモン剤（245）

### ○ 成分名

トリアムシノロンアセトニド【注射薬】

### ○ 主な製品名

ケナコルトA筋注用、関節腔内用水懸注

### ○ 承認されている効能・効果

<筋肉内注射>

- 慢性副腎皮質機能不全(原発性、続発性、下垂体性、医原性)、\*副腎性器症候群、\*亜急性甲状腺炎、\*甲状腺中毒症〔甲状腺(中毒性)クリーゼ〕
- 慢性関節リウマチ、若年性関節リウマチ(スチル病を含む。)、リウマチ熱(リウマチ性心炎を含む。)、リウマチ性多発筋痛
- エリテマトーデス(全身性及び慢性円板状)、全身性血管炎(大動脈炎症候群、結節性動脈周囲炎、多発性動脈炎、ヴェゲナ肉芽腫症を含む。)、多発性筋炎(皮膚筋炎)、\*強皮症
- \*ネフローゼ及びネフローゼ症候群
- \*うっ血性心不全
- 気管支喘息(但し、筋肉内注射以外の投与方法では不適當な場合に限る。)、\*薬剤その他の化学物質によるアレルギー・中毒(薬疹、中毒疹を含む。)、\*血清病
- \*重症感染症(化学療法と併用する)
- \*溶血性貧血(免疫性又は免疫性機序の疑われるもの)、\*白血病(急性白血病、慢性骨髄性白血病の急性転化、慢性リンパ性白血病)(皮膚白血病を含む。)、\*顆粒球減少症(本態性、続発性)、\*紫斑病(血小板減少性及び血小板非減少性)、\*再生不良性貧血、\*凝固因子の障害による出血性素因
- \*限局性腸炎、\*潰瘍性大腸炎
- \*重症消耗性疾患の全身状態の改善(癌末期、スプルーを含む。)
- \*肝硬変(活動型、難治性腹水を伴うもの、胆汁うっ滞を伴うもの)
- \*脳脊髄炎(脳炎、脊髄炎を含む。)(但し、一次性脳炎の場合は頭蓋内圧亢進症状がみられ、かつ他剤で効果が不十分なときに短期間用いること。)、\*末梢神経炎(ギランバレー症候群を含む。)、\*重症筋無力症、\*多発性硬化症(視束脊髄炎を含む。)、\*小舞蹈病、\*顔面神経麻痺、\*脊髄蜘蛛膜炎

## 【国保】

- \*悪性リンパ腫(リンパ肉腫症、細網肉腫症、ホジキン病、皮膚細網症、菌状息肉症)及び類似疾患(近縁疾患)、\*好酸性肉芽腫
- \*特発性低血糖症
- 副腎摘除、\*臓器・組織移植、\*副腎皮質機能不全患者に対する外科的侵襲
- \*蛇毒・昆虫毒(重症の虫さされを含む。)
- 強直性脊椎炎(リウマチ性脊椎炎)
- \*卵管整形術後の癒着防止
- \*前立腺癌(他の療法が無効な場合)、\*乳癌の再発転移
- ★\*湿疹・皮膚炎群(急性湿疹、亜急性湿疹、慢性湿疹、接触皮膚炎、貨幣状湿疹、自家感作性皮膚炎、アトピー皮膚炎、乳・幼・小児湿疹、ビダール苔癬、その他の神経皮膚炎、脂漏性皮膚炎、進行性指掌角皮症、その他の手指の皮膚炎、陰部あるいは肛門湿疹、耳介及び外耳道の湿疹・皮膚炎、鼻前庭及び鼻翼周辺の湿疹・皮膚炎など)(但し、重症例以外は極力投与しないこと。)、\*蕁麻疹(慢性例を除く。)(重症例に限る。)、★\*乾癬及び類症〔尋常性乾癬(重症例)、関節症性乾癬、乾癬性紅皮症、膿疱性乾癬、稽留性肢端皮膚炎、疱疹状膿痂疹、ライター症候群〕、★\*掌蹠膿疱症(重症例に限る。)、★\*扁平苔癬(重症例に限る。)、\*成年性浮腫性硬化症、\*紅斑症(★多形滲出性紅斑、結節性紅斑)(但し、多形滲出性紅斑の場合は重症例に限る。)、\*粘膜皮膚症候群〔開口部びらん性外皮症、スチブンス・ジョンソン病、皮膚口内炎、フックス症候群、ベーチェット病(眼症状のない場合)、リップシュッツ急性陰門潰瘍〕、天疱瘡群(尋常性天疱瘡、落葉状天疱瘡、Senear-Usher 症候群、増殖性天疱瘡)、\*デューリング疱疹状皮膚炎(類天疱瘡、妊娠性疱疹を含む。)、\*帯状疱疹(重症例に限る。)、★\*紅皮症(ヘブラ紅色粧糠疹を含む。)
- ★\*痒疹群(小児ストロフルス、蕁麻疹様苔癬、固定蕁麻疹を含む)(但し、重症例に限る。また、固定蕁麻疹は局注が望ましい。)
- \*内眼・視神経・眼窩・眼筋の炎症性疾患の対症療法(ブドウ膜炎、網脈絡膜炎、網膜血管炎、視神経炎、眼窩炎性偽腫瘍、眼窩漏斗尖端部症候群、眼筋麻痺)、\*外眼部及び前眼部の炎症性疾患の対症療法で点眼が不適當又は不十分な場合(眼瞼炎、結膜炎、角膜炎、強膜炎、虹彩毛様体炎)
- \*急性・慢性中耳炎、\*滲出性中耳炎・耳管狭窄症、アレルギー性鼻炎、花粉症(枯草熱)、副鼻腔炎・鼻茸、喉頭炎・喉頭浮腫、\*喉頭ポリープ・結節、\*食道の炎症(腐蝕性食道炎、直達鏡使用後)及び食道拡張術後、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法
- 口腔外科領域手術後の後療法

### <関節腔内注射>

- 慢性関節リウマチ、若年性関節リウマチ(スチル病を含む。)
- 強直性脊椎炎(リウマチ性脊椎炎)に伴う四肢関節炎、変形性関節症(炎症症状がはっきり認められる場合)、外傷後関節炎、非感染性慢性関節炎

### <軟組織内注射>

- 関節周囲炎(非感染性のものに限る。)、腱炎(非感染性のものに限る。)、腱周

囲炎(非感染性のものに限る。)

○耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

○難治性口内炎及び舌炎(局所療法で治癒しないもの)

<腱鞘内注射>

○関節周囲炎(非感染性のものに限る。)、腱炎(非感染性のものに限る。)、腱鞘炎(非感染性のものに限る。)、腱周囲炎(非感染性のものに限る。)

<滑液嚢内注入>

○関節周囲炎(非感染性のものに限る。)、腱周囲炎(非感染性のものに限る。)、滑液包炎(非感染性のものに限る。)

<ネブライザー>

○気管支喘息

○びまん性間質性肺炎(肺線維症)(放射線肺臓炎を含む。)

○アレルギー性鼻炎、花粉症(枯草熱)、副鼻腔炎・鼻茸、喉頭炎・喉頭浮腫、喉頭ポリープ・結節、食道の炎症(腐蝕性食道炎、直達鏡使用後)及び食道拡張術後、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<鼻腔内注入>

○アレルギー性鼻炎、花粉症(枯草熱)、副鼻腔炎・鼻茸、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<副鼻腔内注入>

○副鼻腔炎・鼻茸、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<鼻甲介内注射>

○アレルギー性鼻炎、花粉症(枯草熱)、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<鼻茸内注射>

○副鼻腔炎・鼻茸

<喉頭・気管注入>

○喉頭炎・喉頭浮腫、喉頭ポリープ・結節、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<中耳腔内注入>

○急性・慢性中耳炎、滲出性中耳炎・耳管狭窄症、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<耳管内注入>

○滲出性中耳炎・耳管狭窄症

<食道注入>

○食道の炎症(腐蝕性食道炎、直達鏡使用後)及び食道拡張術後、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

(注)\*：経口投与不能時。

★：外用剤を用いても効果が不十分な場合あるいは十分な効果を期待し得ないと推定される場合にのみ用いること。

## ○ 薬理作用

糖質代謝作用、抗炎症・抗アレルギー症作用

○ **使用例**

原則として、「トリアムシノロンアセトニド【注射薬】」を「黄斑浮腫」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ **使用例において審査上認める根拠**

薬理作用が同様と推定される。